令和７年度事業計画

社会福祉法人　慈恵会

１　法人運営

日常生活に大きな影響を与え続けてきた新型コロナウイルス感染症が、５類に引き下げられて１年半が過ぎ、世間ではコロナ禍前の日常が戻ってきています。しかしながら、新規感染者がゼロという日は未だ訪れず、生活介護の現場では感染症に対する不安はまだ拭いきれません。今後も保健所や行政各機関の指導のもと職員への注意喚起を継続するとともに、感染症状況に留意の上、遠足・ふれあい幸陽園まつり等の大人数の移動が伴う行事については慎重に開催していきます。また、パラスポーツの講習会・競技会等の地域行事についても感染症状況に留意しながら参加し、利用者と地域住民の交流機会を増やしていきます。

令和６年４月より、医療・介護・障害福祉サービスの三分野において報酬改定が行われました。所謂“団塊の世代”が後期高齢者となる２０２５年を前にした大きな改正となり、障害福祉サービス等報酬が＋１．１２％と前回改定を大幅に超えた上昇率となりました。今回の改定は加算の取得を前提としているため、介護保険分野における医療ニーズへの対応強化や、自立支援・重度化防止に係る取組の推進、障害分野においては地域移行体制の充実や障害者の意思決定支援への評価といった項目を達成する必要があり、これまで以上に成果を上げることが求められています。今年度は、人員配置や職務内容の見直しを行い、取れる加算を確実に取得する体制作りに注力します。

また、今回の改定には、横断的な事項として感染症対策や災害への対応力強化といった内容が記載されています。昨年１月に能登半島地震が発生し、１年経った今も復興作業が遅々として進まない状況をテレビ・ネット等の報道で目の当たりにしています。当法人も感染症・自然災害による不測の事態に備え、令和６年３月に自然災害・感染症 BCP(事業継続計画)を策定しました。今年度は、研修及び訓練を通して BCP を法人内に浸透させていきます。

また、不安定な世界情勢による物価高騰など、法人運営に影響を及ぼす懸念事項が散見され、これらは今後も継続すると考えられます。引き続き、節電・節水、取引のある業者との価格交渉等を行うとともに、物価・光熱費高騰に関連した支援金・補助金等も活用し、効果的な経費削減に注力します。

安定した経営基盤構築のため、入所・通所利用者の確保に注力し、少しでも欠員を減らすよう努めてまいります。同時に組織体制の強化と、人材の確保・育成にも注力し運営体制の向上に努めてまいります。

職員に対しましても、引続き虐待防止対策として全職員への教育・対応を徹底し、虐待防止への共通認識と、お互いに注意し合える環境作りに注力します。職員のストレスや感情コントロールの問題が虐待の要因になるとも言われているため、職員のストレスチェックを定期的に行い、メンタルヘルス対策にも取り組んでまいります。

なお、社会福祉充実計画に則り、昨年１２月より施設建物にかかる大規模修繕工事を施工しています。大規模修繕を行うことで居住環境を向上させ、利用者の施設生活の満足度を高める運営を進めます。

本年度も慈恵会の基本理念「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」「可能性の限りない追求」「共に生きる社会づくり」を念頭に、利用者の高齢化・重度化が進む中にあって、常に利用者の自己決定と自己選択を尊重し、個人の尊厳に配慮した良質で安心・安全なサービスの提供を２４時間・３６５日体制で支援出来るよう努めてまいります。

２　施設運営

（１）基本方針

施設は、利用者に対して、その自立と社会活動への参加を促進する観点から、個々の状況に応じて必要な相談・援助及び訓練等を適切に行います。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって施設障害福祉サービスを提供するよう努めます。そして、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

・利用者個人の尊厳と権利の尊重
・個別ケアと創作活動で楽しみのある生活
・健康管理と残存機能の維持
・サービスの質の確保
・感染症予防対策

（２）事業実施計画

①　施設サービス計画の作成等

サービス管理責任者が個々の利用者に対するアセスメント、個別支援計画書の作成及び継続的な評価を行います。また、その実施に係る会議等を開催し、サービスを提供する担当者等に意見を求めます。

②　相談及び援助

常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に

努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。また、利用者が当施設以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等に必要な支援を実施します。

③　介　護

個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況に応じて利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護サービスの提供を行います。また、多様な創作活動の提供により余暇活動の充実を図ります。

④　創作活動

一部の活動には外部から講師を招き、利用者の特性やニーズに対応した多種多様な創作活動を提供します。活動内容：書道(講師)、陶芸(講師)、絵画(講師)、手芸、オセロ・将棋・ゲーム、朗読・紙芝居、ＤＶＤ鑑賞、調理クラブ、外出支援、音楽鑑賞、喫茶、スポーツ・レクリエーション、自由活動等。感染症予防の為、中止していた活動も随時、再開していきます。

⑤　機能訓練・言語訓練等

医師及びＰＴ(理学療法士)等の指導・助言により、利用者の心身の状況に応じて利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行います。また、利用者に対してその有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、残存機能の減退防止も含め、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行います。

⑥　食　事

利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行います。また、必要な栄養管理を行いながら、季節の料理・行事食・バイキング等バラエティーに富んだ食事提供を行います。

⑦　健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。また、施設入所支援を利用する利用者に対して定期健康診断を年２回行います。

⑧　衛生管理

利用者の使用する設備及び飲食物について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行います。また、施設において感染症又は食中毒が発生した場合は、まん延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業者の清潔

の保持及び健康状態について必要な管理を行います。

⑨　職員研修

利用者の処遇向上のため、職員の資質及び介護技術を高めることが重要です。個別支援計画の作成やこれに伴う指導・援助等には高度な専門的知識・技術が必要であり、施設内研修と国・県・各種団体等の実施する研修に積極的に参加させ、職員の資質向上に努めます。感染予防の為、中止していた研修も元に戻りつつあります。情勢を鑑み、参加する機会を増やしていきます。

⑩　地域福祉への貢献と交流

可能な限り施設の有する社会的資源を、地域福祉に活用していただくために開放致します。また、通所生活介護・短期入所(ショートステイ)事業、日中ショートステイ事業の在宅サービスについて、引き続き関係機関と連携をとり意欲的に取り組みます。

⑪　保護者会活動

施設が行う各種行事への保護者の積極的な参加を促し、利用者と保護者の親密な関係が保たれるように働きかけます。特に遠足等の行事は保護者会と共同主催の方向で協力を求めます。

⑫　苦情解決

提供する障害福祉サービスに関する、利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備するとともに、これを掲示する等により利用者等への周知の徹底を図ります。

また、受け付けた苦情については早急に対応し、その内容を公開すると共に記録します。事案によっては第３者委員会を開催し対応を協議します。

⑬　秘密保持等及び個人情報の保護

施設の従事者は、業務上知り得た利用者やその家族等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し、個人情報の保護に関する規程にもとづいて適正に取り扱います。これらは、従業者でなくなった後においても同様とします。

⑭　非常災害対策

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知します。災害で被害を受けても重要な福祉サービス等の提供をなるべく中断しない、中断した場合においても可能な限り早期に再開できるよう災害時 BCP を発動し

対応します。

⑮　記録の整備

従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存します。

３　教育指導

①　サービス向上委員会(管理者運営会議)

園長、副園長、管理部長、事務長、介護主任、支援主任、サービス管理責任者、看護師、管理栄養士等による会議をもち、各般にわたる業務の計画、執行、評価をする運営協議を行います。

②　職員全体会議・園内研修

施設全般について連絡事項を伝達し意見を聴取します。また、利用者の処遇について問題点等を検討協議します。

②　支援会議

生活支援員、看護師を主体とした協議機関で利用者の処遇に関し、予め提起されたテーマについて討議を行い、処遇の共通認識と知識・技術の向上を図ります。

③　給食会議

園長以下各部署の責任者と管理栄養士、調理員の参加による給食に関する研究協議を行います。

⑤　災害避難訓練

自力による避難がほとんど望めない利用者が多いため、災害時の対策として避難・通報・夜間想定等の訓練を定期的に行います。隔月に避難訓練と介助機器の安全点検を行い、年に１度消防署立ち会いの総合避難訓練を実施し、災害の予防と対策に努めます。

４　経理関係

社会福祉法人会計で求められている新会計基準に則り、より透明性ある会計・経理事務を行います。

令和７年度年間行事計画（案）

下関幸陽園

月	行　事　予　定	月	行　事　予　定
4	開園記念会食会（４０周年） 利用者全体集会 健康診断	12	クリスマス会（会食会）
5	遠足	1	初詣（住吉神社） 鏡開き・どんど焼き 新年会（会食会） 利用者全体集会
6	保護者会総会 バイキング	2	節分（豆まき） バイキング
7	ミニ運動会 七夕祭り 園内オセロゲーム大会 利用者全体集会 バイキング	3	ひな祭り お花見（園庭） バイキング
8	盆踊り（住吉神社） バイキング	【　月　例　行　事　】 ・誕生日プレゼント配布　１回 ・喫茶コーナー　２回 ・理容（理容業者来園）　１回 ・美容（美容業者来園）　１回 【　その他の行事　】 ・介護機器点検　隔月　１回 ・防災避難訓練　隔月　１回 ・業者販売（模擬店）　不定期開催		
9	月見会（会食会）		
10	利用者全体集会 第２４回ふれあい幸陽園まつり １０月１９日（日） 健康診断		
11	山口県障害者芸術文化祭 山口県身体障害者施設協議会 「親睦レクリエーション大会」 バイキング インフルエンザ予防接種 健康診断		

※感染症の情勢によっては、行事の中止や延期変更の可能性があります。